

# 紀伊半島防災のための奈良県大規模広域防災拠点 整備の支援に関する要望

紀伊半島では、近い将来、「南海トラフ地震」の発生による甚大な被害が予想されています。

しかしながら、紀伊半島には国が定めた「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画（中央防災会議幹事会）」において、情報収集、人命救助、医療活動、物資の受入れ・集積・分配等を総合的かつ広域的に行う『大規模な広域防災拠点』と位置付けられた防災拠点が存在しません。

このような現状を踏まえ、奈良県では大規模災害発生時に紀伊半島を広くカバーし、大量かつ迅速な人員・物資の輸送等を担う2,000m級滑走路を有する「奈良県大規模広域防災拠点」の整備に向けた取組を進めています。また、「奈良県広域防災に関する懇談会（座長：室崎益輝 兵庫県立大学大学院教授）」を開催し、有識者及びオブザーバーとして参加いただいた内閣府の知見を得て令和3年6月に「奈良県大規模広域防災拠点整備基本計画」を策定しました。

紀伊半島三県では災害発生時に県域を越えた迅速な救難・救助活動により県民の命を守り、多くの被災者に適切な対応が可能となる本拠点の早期整備に大いに期待しており、この度、災害発生時の支援・受援の体制構築や平常時の合同訓練実施など、「奈良県大規模広域防災拠点」を共同運用することについて協定を結ぶことで合意し、連携強化を図っていくこととしています。

以上のことから、国におかれましては、次に掲げる事項について、特段の措置を講じていただくよう要望します。

【要望内容】

奈良県大規模広域防災拠点を、国の南海トラフ地震に関する計画に位置づけていただくとともに、整備にあたっての財政支援をお願いしたい。

1 南海トラフ地震に関する計画への位置づけ

本拠点を国計画（「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」）における「大規模な広域防災拠点」として位置づけること。

2 緊急防災・減災事業債の本事業への適用と継続的な支援

奈良県が定めた「奈良県大規模広域防災拠点整備基本計画」に基づく事業に対して、着手から完了まで緊急防災・減災事業債を適用すること。

令和3年11月

三重県知事

一見勝之

奈良県知事

荒井正吾

和歌山県知事

仁坂吉伸